

○賞揚金に関する訓

令 [昭和44. 4. 14]
[警庁訓 5]

施行 昭44. 4. 1

改正 昭52. 5. 26警庁訓 7、平4. 5. 14警庁訓12、平6. 6. 29警庁訓 8
平11. 8. 18 警庁訓13

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、賞揚金に関し必要な事項を定め、もつて警察職員（以下「職員」という。）の士気の高揚を図ることを目的とする。
(賞揚金)

第2条 警察庁長官（以下「長官」という。）は、職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況の下で当該職員がその職務を遂行した場合において、当該職務遂行における多大の労苦をねぎらい、かつ、当該職員を賞揚する必要があると認めるときは、当該職員に対し、50,000円を超えない額の賞揚金を授与することができる。

2 前項に規定する場合において、当該職員が当該職務遂行によつて負傷したときは、長官は、前項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の表の左欄に掲げる負傷の程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の賞揚金を授与することができる。

| 負傷の程度の区分 | 金額 |
|------------------------------|----------------|
| (1) 全治2週間以上1箇月未満の負傷 | 50,000円を超えない額 |
| (2) 全治1箇月以上の負傷 (3)の負傷を除く。 | 100,000円を超えない額 |
| (3) (2)の負傷であつてその程度が特に著しいもの | 200,000円を超えない額 |

3 長官は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する賞揚金の額の上限を、それ

ぞれ2倍とすることができる。

[本条全改・平4警庁訓12、1—3項改正・平11警庁訓13]

(雑則)

第3条 前条に規定する賞揚金の授与の基準その他この訓令の実施に関し必要な事項は、長官官房長が定める。

[本条改正・平6警庁訓 8・平11警庁訓13]

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 [昭52. 5. 26警庁訓 7]

この訓令は、昭和52年5月26日から施行する。

附 則 [平4. 5. 14警庁訓12]

1 この訓令は、平成4年5月14日から施行する。

2 この訓令による改正後の賞揚金に関する訓令の規定は、平成4年4月1日以後に賞揚の事由を生じた賞揚金の授与について適用する。

附 則 [平6. 6. 29警庁訓 8]

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 [平11. 8. 18警庁訓13]

この訓令は、平成11年8月18日から施行する。